

# 小島・茂木地域包括支援センターだより

第44号  
令和2年2月

高齢者の総合  
相談窓口です

発行責任 長崎市小島・茂木地域包括支援センター / 成瀬  
住所 長崎市田上2丁目2番7号 (2F)  
電話番号 (095) 820-8231



## 認知症見守り声かけ模擬訓練(地域ケア推進会議)を開催しました。 ～「徘徊」から「安全なひとり歩き」の町を目指して～

開催日：令和元年11月30日(土)  
場所：白木公民館・愛宕県営住宅周辺  
時間：13時30分～16時30分  
参加者：84名(自治会長・民生委員・老人会長・地域住民・長崎警察署・田上交番・医師・歯科医師・学童クラブ・愛宕小学校・介護サービス事業所など)  
多数のご参加ありがとうございました。

### 第1部 白木公民館にて

- ▶高野愛宕校区連合自治会長挨拶
- ▶認知症看護認定看護師による講話
- ▶長崎署生活安全課からの講話
- ▶認サポリーダーによる寸劇
- ▶声かけのポイント

### 講話の様子



国立病院機構長崎病院  
岩内美恵子先生

### 講話内容

- ・徘徊と呼ばれる行動には本人なりの目的があるのであくまでも徘徊ではない。徘徊の目的には様々あるので、まずは徘徊の理由を知ることが大事です。
- ・皆様の見守りと優しい声かけで、認知症高齢者も安心して地域で暮らすことができます。

### 講話内容

- ・昨年の110番通報で警察官が現場にかけつける初動時間は平均5分半であった。特に高齢者を取り扱う場合などは110番通報が望ましい。
- ・本人は困っていても恥ずかしい、迷惑をかけたくないと思っているので挨拶などソフトな感じで声かけしてほしい。
- ・通報後は警察官が現場に来るまでは高齢者と一緒に現場を離れないでほしい。

長崎警察署生活安全課  
門川祐樹係長

### 寸劇内容

- ・認知症サポートリーダーによる寸劇。  
「夕方に買い物へ行こうとして道に迷ってしまいました。」どのような対応をしたらいいのでしょうか？  
好ましい対応の仕方を演じてもらいました。

### 寸劇の様子



## 第2部 認知症声かけ訓練の様子(県営住宅周辺にて)



認知症の方への声のかけ方や状況の把握の仕方、警察などへ通報するまでの流れを体験して頂きました。



### 参加者の感想(アンケート結果)

- ・最初の声のかけ方を工夫しないと、相手は警戒心を抱くだろうと感じた。
- ・徘徊している人を察知できる能力が必要だと感じた。
- ・声のかけ方や色々なことを聞き出し方の難しさを実感した。
- ・地域の繋がり、多世代での訓練も大事だと感じた。若い人達にも参加してもらいたい。
- ・自治会や老人会、サロンなどの住民単位で少しずつ勉強していけたらいいと思う。

まとめ 愛宕県営住宅集会所にて  
▶社協愛宕団地支部小柳支部長挨拶  
▶長崎署生活安全課からの総括



### 模擬訓練開催後のまとめ

認知症の方を地域で見つけた際の声の掛け方や警察への通報の仕方など行いました。  
参加者の方からは、「若い世代も参加してもらい、地域全員がもっと認知症について学び、地域で備えないといけない」との声を頂きました。  
今後も誰もが認知症になったとしても生活しやすいような地域づくりを目指していきます。



今回は、地域の身近な相談相手である小島・茂木エリアで活動している民生委員・児童委員をご紹介します！



民生委員・児童委員とは、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行うことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される、地域の身近な福祉ボランティアです。高齢者、子育て中の方、障がいのある方、生活にお困りの方などの相談に親身に寄り添い、行政や福祉機関のサービスをご紹介しますり、担当機関につないだりするパイプ役も担っています。

## 小島地区民生委員・児童委員の皆様



高守 英昭 会長

## 茂木地区民生委員・児童委員の皆様



辻 悟 会長

### 高守 英昭 会長

・小島地区民児協は、36名（欠員1名）で活動しています。対象年齢は0歳児（子育て教室）から高齢（友愛訪問）の方まで幅広いさまざまな支援を行っております。これからも、住民の皆様の相談に向きあっていけるよう研修を重ねてまいります。民生委員・児童委員はあなたの側にいます。

### 辻 悟 会長

・茂木地区民児協は令和元年12月より3名の新委員を迎え、気持ちも新たに今期をスタートしました。残念な事に1名欠員の状態ですが、他の委員の力を借りながら手を抜かない活動をしていきます。大した事は決して出来ませんが、1つ1つ丁寧に誠意を持って努めていきたいと思っています。今期もやさしいメンバーが揃いましたよ！気軽に声をかけて下さい。今後ともよろしくお願い致します。

## 本物の裁判所を利用した詐欺にご注意を！

**少額訴訟とは** 少額訴訟とは60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用できる、簡易裁判所における特別な訴訟手続きです。この制度は簡易迅速に紛争を処理することを目的としており、裁判所は1回の期日で審理を終え、即日、判決をします。

**ポイント** この制度を利用した詐欺は、裁判所より通知が届き、無視すると実際に支払いを命じられてしまう事態になります。架空請求に対して無視をする対策を逆手に取った詐欺です。本物かどうか分からない場合、裁判所に確認し、本物であるなら通知が届いてから2週間以内に異議申し立てをしましょう。

### 裁判所



※長崎県弁護士会の先生が、遺言・相続、成年後見、財産管理、消費者問題、借金問題、近隣トラブル等について無料相談を受け付けます。

日 時：令和2年 2月19日（水）14：00～16：00  
令和2年 4月15日（水）14：00～16：00

場 所：小島・茂木地域包括支援センター

対 象：高齢者・障害のある方及びその家族、福祉関係者

★事前予約が必要です。

★代理相談の場合、委任状等の書類が必要になります

★日程は都合により変更する場合があります。

詳しくは小島・茂木地域包括支援センターまでお問い合わせ下さい。

